

「令和7年度化学物質管理に係る専門家検討会」報告書（概要）

令和7年3月27日

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

I 検討の趣旨等

1 検討会の趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、**危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる**。さらに、**化学物質による休業4日以上**の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、**特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めている**。これらを踏まえ、**特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化**を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、**事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度**を導入することとしたところである。

この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、2に掲げる事項を検討する。

2 検討事項

- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準及びその測定方法
- 労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準
- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置
- その他

3 報告書

本検討会は、2に掲げる検討事項のうち、次に掲げる事項について、報告書としてとりまとめた。

- **対象物質ごとの濃度基準値・測定方法**について
- **皮膚等障害化学物質（皮膚吸収性有害物質）の選定**について
- **危険有害性情報の通知関係**

4 検討会の参集者

(全般に関する事項)	
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
小野 真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター センター長代理
加藤 昌二	建設労務安全研究会 理事 鹿島建設株式会社 安全環境部長
城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋 光俊	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長
武林 亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
戸田 清志	一般社団法人 日本印刷産業連合会 環境安全部長
西村 杉雄	一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 部長
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内 博幸	産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授
宮本 俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
(毒性に関する事項)	
上野 晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川 宗之	(元) 帝京大学 医療技術学部 教授
(ばく露防止対策に関する事項)	
津田 洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利 一	産業医科大学 名誉教授 保利労働衛生コンサルタント事務所 所長
山室 堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター衛生管理士

Ⅱ 濃度基準値及び測定方法

第1 令和7年度の濃度基準値及び測定方法の検討結果

令和7年度は、277物質（本年度の濃度基準値設定候補149物質、過年度検討分128物質）を対象に検討した。その結果は以下のとおり。

1 令和7年度の濃度基準値及びその測定方法の検討結果

濃度基準値の案と測定方法を設定した物質は60物質（報告書別表2）であり、これらの物質について物質ごとの濃度基準値の案及び測定方法、留意事項を示した。なお、測定方法については文献調査結果等を基に標準的な方法（一例）として示しているものであり、事業者等が測定を実施するにあたりこれらの方法と同等以上の精度が確保できる場合は、その他の方法で行っても差し支えないこととした。

2 濃度基準値を設定しなかった物質とその理由

ヒトへの発がん性が明確である等として、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定しなかった物質は3物質（報告書別表3-1）であり、その他の理由で濃度基準値を設定しなかった物質は8物質（報告書別表3-2）である。

3 令和8年度以降に再度検討する物質とその理由

令和4年度から令和7年度に検討対象であった物質のうち、令和8年度以降に再度検討することとなった物質は209物質（報告書別表4）。主な理由は、濃度基準値設定に係る文献収集中であるため、また、測定方法について検証が必要であるためである。

第2 今後の濃度基準値の検討対象物質

1 令和8年度の濃度基準値の検討対象物質

令和8年度以降の濃度基準値の検討対象物質は、リスクアセスメント対象物のうち、リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業性ばく露限界値があり、かつ、測定・分析方法がない物質のうち、令和7年度の検討対象物質を除く195物質（報告書別表1-3のとおり）とする。

2 令和9年度以降の濃度基準値の検討対象物質

(1) 新たに濃度基準値を検討する対象物質（新規検討物質）

令和9年度以降の対象物質は、政府GHS分類がなされている物質の中から、これまでの物質選定の考え方を踏襲しつつ、濃度基準値の検討に当たり得られた情報等から対象物質を選定する。

- ① 令和4年度から令和8年度の検討対象物質のうち、引き続き検討中の物質
- ② 本検討会において濃度基準値に係る知見がないこと等から濃度基準値を設定できないとされた物質
- ③ 新たに職業性ばく露限界値が設定された物質
- ④ 新たに政府GHS分類がされた物質のうち、既に職業性ばく露限界値が設定されている物質

(2) 濃度基準値の見直しを検討する物質（見直し検討物質）

- ① 職業性ばく露限界値が更新された物質
- ② 類似物質の情報から濃度基準値を定めた物質のうち、対象物質固有の有害性情報が得られた物質
- ③ 濃度基準値の検討の際、生殖毒性・発生毒性等の知見があることから確認・検討が必要とされた物質
- ④ 政府GHS分類において発がんの区分が1に変更された物質

3 検討スケジュール

- ・ 新規物質は、令和8年度に情報収集等を行い、令和9年度以降の検討スケジュールを策定する。
- ・ 各年度の検討物質数は、新規物質と見直し検討物質を合わせて概ね150物質程度とする。

II 濃度基準値及び測定方法

第3 濃度基準値の単位

濃度基準値の単位については、対象物質の物性や濃度、主な使用条件等（ミスト散布など）を考慮の上、定めてきたところであるが、統一的な運用の観点から、今後、濃度基準値の検討に当たっては、以下の考え方を踏まえ、物性や測定方法、使用条件等を考慮し、適切な単位を設定するものとする。

○ 常温、常圧（25℃、1気圧）での状態により以下のとおりとする。

● 気体 → ppm

● 液体、固体 → 飽和蒸気圧濃度（※）／濃度基準値の値により判断（下表）

飽和蒸気圧濃度／濃度基準値	単位	備考
0.1未満	mg/m ³	濃度基準値付近において、エアロゾル粒子である可能性が高いため
0.1以上10以下	mg/m ³	濃度基準値付近において、蒸気とエアロゾル粒子が同時に存在すると考えられるため
10を超える	ppm	濃度基準値付近において、気体である可能性が高いため

※ 飽和蒸気圧濃度は、飽和蒸気圧における濃度をppmとして換算し、それを用いて計算される。例えばある物質の飽和蒸気圧が 8×10^{-3} mmHgの場合、大気圧が760mmHgとすると、飽和蒸気圧における当該物質の濃度は $0.008/760=0.000010=10$ ppmとなる。

上記※の飽和蒸気圧濃度の計算式は、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号）に追記すべきである。

Ⅲ 皮膚等障害化学物質（皮膚吸収性有害物質）の選定について

1 判断基準等について

皮膚吸収性有害物質の判断基準は、現時点では変更は行わず、従来の判定基準に基づき、選定した。

2 検討対象物質について

- (1) 令和4年度（前回）の検討以降新たにGHS分類が行われた化学物質であって、化学物質評価機関において職業性ばく露限界値、Skin Notationが付与されている物質
- (2) GHS分類対象物質であって、前回の検討以降、新たに職業性ばく露限界値、Skin Notationが付与された物質、または、既に評価されているが、前回の検討以降に見直しがあり、職業性ばく露限界値が設定、Skin Notationが付与された物質
- (3) 経皮ばく露による発がんに関する知見がある物質（*皮膚がん含む）

3 個別物質の検討結果

各機関の評価書に記載の引用論文のレビュー結果等に基づき、新たに16物質について皮膚吸収性有害物質に該当すると判断した。

No.	CAS RN	化学物質名称
1	3691-35-8	2-（フェニルパラクロルフェニルアセチル）-1,3-インダンジオン（別名：クロロファシノン）
2	107-12-0	プロパンニトリル
3	50-78-2	アセチルサリチル酸
4	60-12-8	ベータ-フェニルエチルアルコール（別名：フェネチルアルコール）
5	532-32-1	安息香酸ナトリウム
6	3033-62-3	ビス（2-ジメチルアミノエチル）エーテル
7	111-77-3	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール（別名：ジエチレングリコールモノメチルエーテル）
8	121-45-9	亜りん酸トリメチル

No.	CAS RN	化学物質名称
9	106-50-3	p-フェニレンジアミン
10	102-71-6	トリエタノールアミン
11	64-67-5	硫酸ジエチル
12	65996-93-2	高温コールタールピッチ
13	70-25-7	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン
14	684-93-5	N-メチル-N-ニトロソ尿素
15	759-73-9	N-エチル-N-ニトロソ尿素
16	96-13-9	2,3-ジブromo-1-プロパノール

4 適用期日

新たに皮膚吸収性有害物質に該当するとされた物質については、SDS等の更新及び保護具の準備等に係る対応期間も考慮して局長通達を改正し、令和9年4月1日から適用すべきである。それまでの間、物質の追加について厚生労働省ホームページや関係団体等への事務連絡等で周知を図るべきである。

IV 危険有害性情報の通知関係

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2 第 8 項の規定に基づく通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針（案）について検討を行い、特段の異論なく了承された。

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針の概要

1 基本的な考え方

通知対象物譲渡者等がSDSを交付等するに当たり、GHSにおいても、企業の営業秘密情報の保持を保証すべきとされつつも、それによって作業員や消費者の健康と安全、又は環境保護を危うくすべきではない、とされていることから、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合にのみ、当該成分の情報について代替化学名等の通知を認めることとする。

2 適用範囲

リスクアセスメントの実施に支障がない範囲内（労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれの程度が高い物）で厚生労働大臣が定めるものの成分の情報が、営業秘密（秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって公然と知られていないもの）に該当する場合。

3 記載方法等

代替化学名は、化学名を構成する要素を 1 つないし 2 つ一般名へ置換又は削除することにより設定する。なお、対象物の種類が少ない等の理由により、代替化学名によっても成分情報が特定される場合に限り、代替化学名に代わり、「人体に及ぼす作用」を通知することが認められる。

4 その他の留意事項

- SDS上では、化学物質の成分の情報ごとに「営業秘密」である旨明示すること。
- 医師から情報開示を求められること等を想定し、SDSには緊急連絡先を記載すること。
- 代替化学名等の情報に関しては、5年間記録を保存すること 等